

2021.5.31

新型コロナウイルス感染症に関する情報 No39

本日は、緊急事態宣言の期限ですが、新型コロナウイルスの全国の新規感染者数は、今月中旬以降、減少に転じているものの、依然として予断を許さない状況です。

このため、政府は5月28日（金）の午前中に「新型インフルエンザ等対策推進会議 基本的対処方針分科会（第8回）」（尾身茂会長）に緊急事態宣言とまん延防止等重点措置の期間について5月31日の期限を6月20日まで延長すること等を内容とする基本的対処方針の変更案を諮り、了承されました。

これを受け、政府は同日夕刻、「第67回新型コロナウイルス感染症対策本部」を開催し、上記の実施期間の延長等を内容とする緊急事態宣言とまん延防止等重点措置に関する公示の改正と基本的対処方針の改正を決定しました。

なお、群馬県、石川県及び熊本県のまん延防止等重点措置については、6月13日のまま、延長されませんでした。

今回は緊急事態宣言とまん延防止等重点措置の期間延長、基本的対処方針の変更等について紹介いたします。

なお、出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）取組内容の公表フォーマット等に関して、内閣官房から各省庁に依頼した事務連絡等がありますので、併せてお知らせします。

引き続き厳しい状況下での事業運営が続くと考えられますが、具体的な課題や要望等があれば、事務局まで情報提供頂くようお願い致します。

1 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 1 項の規定に基づき、4 月 23 日に発令された宣言について、5 月 28 日に以下のとおり 6 月 20 日まで延長し、6 月 1 日から適用することとされました。

●緊急事態措置を実施すべき期間

令和 3 年 4 月 25 日（愛知県及び福岡県については、5 月 12 日、北海道、岡山県及び広島県については、同月 16 日、沖縄県については、5 月 23 日）から 6 月 20 日までとする。

●緊急事態措置を実施すべき区域

北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県及び沖縄県の区域

2 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部変更

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 31 条の 4 第 1 項の規定に基づき 5 月 28 日に 4 月 1 日の公示の全部が次のように改正されました。

●まん延防止等重点措置を実施すべき期間

令和 3 年 4 月 20 日から 6 月 20 日までとする。区域ごとには次のとおり。

- ・ 埼玉県、千葉県及び神奈川県については 4 月 20 日から 6 月 20 日まで
- ・ 岐阜県及び三重県については 5 月 9 日から 6 月 20 日まで
- ・ 群馬県、石川県及び熊本県については 5 月 16 日から 6 月 13 日まで

●まん延防止等重点措置を実施すべき区域

群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、三重県及び熊本県の区域とする。

3 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について

5 月 28 日（金）に改訂された基本的対処方針の主な変更点は、①上記 1 のような緊急事態宣言の期間の延長、②上記 2 のような、まん延防止等重点措置の期間の延長、③最大一日約 36 万件の PCR 検査能力を確保、職場において、健康観察アプリの活用や軽症状者に抗原簡易キット等を活用した速やかな検査の促進等です。

基本的対処方針等は以下の URL から入手出来ます。

基本的対処方針（令和3年5月28日変更）

(https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_20210528.pdf)

国民の皆さんにお伝えしたいことのポイント

(<https://corona.go.jp/emergency/>)

なお、①出勤者数の削減に関する取組内容の公表フォーマット等について、②基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について、内閣官房から事務連絡が発出されましたが、以下の URL から入手できます。

・出勤者数の削減に関する取組内容の公表フォーマット等について（5月27日付け 事務連絡）

(https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20210527.pdf)

・基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（5月28日付け 事務連絡）

(https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210528.pdf)

また、6月以降の緊急事態宣言期間における取組を簡潔に整理した資料が公表されていますので、以下の URL から入手して下さい。

(https://corona.go.jp/emergency/pdf/kinkyujitaitorikumi_20210528.pdf)

以上です

【本件のお問合せ先】

企画調査部 武石 (takeishi@shokusan.or.jp 03-3224-2365)

池田 (iked@shokusan.or.jp 03-3224-2379)

【国への要望の送信先】

メールの場合: jfia-kikaku@shokusan.or.jp

FAXの場合: 03-3224-2398